２０１０年１０月１４日発行

村尾光子の
下野市議会報告（第20号）

連絡先：栃木県下野市祇園５-11-3
TEL&FAX ： 0285-44-5418
E-mail ： muraomit@mb.infoweb.ne.jp



H22年第3回定例会(9月1日～27日)の報告です。

《審議事項》

○諮問4件
・人権擁護委員の推薦４名

○報告11件
・H21 年度継続費精算報告書
・H21 年度健全化判断比率及び資金不足比率
・(財)市農業公社経営状況説明書
・(財)グリムの里いしばし経営状況説明書
・教育委員会点検評価報告書
・損害賠償 6 件

○認定12件
・H21 年度 12 会計決算認定

○補正予算8件
・一般会計、国民健康保険、後期高齢者医療、老人保健、介護保険２件(保険事業・介護ｻｰﾋﾞｽ事業)、公共下水道、水道事業

○条例制定2件
・市長･副市長･教育長の給与の特例条例(5 %減額)
・道の駅しもつけの設置及び管理条例

○条例改正2件
・副市長定数条例の一部改正(２人→１人)
・福祉委員設置条例の一部改正(民生委員増員)

○財産の取得1件 （消防ポンプ自動車２台購入）
○市道路線認定
○陳情1件、 ○意見書提出1件
○議会改革調査特別委員会設置
■一般質問：８議員が行いました。

この報告書を配ってくださるボランティアを募集しています。(連絡先:村尾☎ 44-5418 まで)

決算議会の9月定例会は、1か月近くの長い会期でした。本会議･常任委員会の開催日は実質9日間。委員会制になると事務局の会議録調整が大仕事のようです。

政権交代に混乱期はつきものと聞きますが、政治不信に陥る報道ばかりが目に付く昨今で、将来への希望が抱ける具体策を示して欲しいと切望します。

市民として自治を考えるように、国民として地方分権を真剣に考えずしては現下の状況の打開策は無いのかも知れません。｢民が主｣は自分のことと併せて他者や全体のことも考えることなのだと感じています。

～議会改革調査特別委員会を設置～

目的：議会機能のあり方組織構成及び報酬等議会改革に関する事項の調査研究
委員：議長を除く全議員
委員の任期：調査が終了するまで
委員長に松本賢一副議長、
副委員長に秋山幸男総務常任委員会委員長が就任

調査方法などの具体策についてはまだ何も決まっていません。前任期からの懸案事項である議会基本条例については早く研究に着手したいのですが･･･。

議会報告と意見交換会

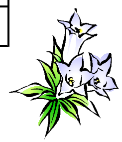
１０月２４日（土）10時～12時
於：グリーンタウン･コミュニティセンター 研修室２
報告：村尾　どなたでもお気軽にどうぞ！

■人権擁護委員候補者に4名の推薦同意

本年末をもって任期満了となる4名を法務大臣に再推薦する。任期はH25年12月31日までの3年間

氏名	住所
中川賢一	石橋706番地8
津野田久江	石橋541番地2
布袋田正孝	石橋602番地
永山登志子	川中子85番地6

（敬称略）



■副市長の定数を1人に

下野市の行政規模、行政改革の観点から
2人制 ⟶ 1人制に。条例公布の日から施行する。
今議会では空席となっている副市長選任に関する議案は提案されなかった。



■市長･副市長･教育長の給料を5％減額

H22年9月1日からH26年8月5日までの特例条例（広瀬市長の在任期間中）

提案理由：地方自治を取り巻く厳しい諸情勢を踏まえて、行財政改革がさらに必要だ。

	給料月額	減額後
市長	94万円	**89万3千円**
副市長	74万円	**70万3千円**
教育長	66万円	**62万7千円**

合併後のH18年4月から特例条例で減額してきた。時限条例の繰り返しではなく、本条例の月額を減額すべき社会情勢ではないかと思う。

■道の駅しもつけ

名称など設置･管理条例を制定、**10月1日**施行

設置目的：道路利用者の利便に供すし、地域産業の振興並びに都市農村交流及び地産地消を推進し、市民の一体感の醸成を図るため。

施設：(1)直売施設･物産施設、加工施設、
(2)食材加工供給施設(農村ﾚｽﾄﾗﾝ･軽食施設)
(3)研修室及び体験学習室　(4)広場及び公園
(5)公衆便所　(5)駐車場

休業日：12月31日～1月2日、毎月第1･3水曜日
(但し国民の休日に当たる場合はその翌日)

使用料

○直売･加工･物産施設、食材加工供給施設、広場
年額：下記の式で算定した額

$$\left\{ \text{建築額} \times \frac{8}{100} \times \frac{105}{100} + (\text{土地購入額}+\text{整備費}) \times \frac{5}{100} \right\} \times \frac{\text{利用面積}}{\text{建築面積}}$$

研修室1(大)	800円	★備付け備品使用料含む。
研修室2(中)	600円	★4時間を単位とする。
研修室3(小)	300円	(例:5時間の場合は2倍)
研修室4(全)	1500円	★入場料･教授料徴収、展示
体験学習室	1500円	物販売の場合は2倍の額

※　管理は指定管理者に委託することができる。
第3ｾｸﾀｰ｢株式会社 道の駅しもつけ｣に委託予定。

■福祉委員の定数を108人以下に

福祉委員は市非常勤特別職で民生･児童委員、主任児童委員に委嘱している。12月の民生･児童委員改選にあたり、定数が6人増の108人となるので、福祉委員定数も増員する。福祉委員の職務は民生委員に全く同じ。

《市福祉委員設置条例･非常勤特別職報酬条例から》

目的：本市における社会福祉事業の健全な発達と明るく豊かな市民生活を形成するため福祉委員を置く。

職務：委員は、常に住民の立場に立って社会福祉等の相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努める。

報酬：年額　会長158,000円、委員125,000円

《民生委員法》抜粋要約

第1条　民生委員は、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。

第4条　民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が市町村長の意見をきいて定める。

第5条　民生委員は、都道府県知事の推薦によって厚生労働大臣が委嘱する。

2　都道府県知事の推薦は、市町村設置の民生委員推薦会が推薦した者について、都道府県設置の地方社会福祉審議会の意見を聴いて行う。

第10条　民生委員には給与を支給しない。任期は3年。

第14条　民生委員の職務は次のとおり。

(1) 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておく
(2) 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行う
(3) 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行う
(4) 社会福祉を目的とする事業経営者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援する。
(5) 福祉事務所、その他の関係行政機関の業務に協力。

2　民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて住民の福祉増進のための活動を行う。

第26条　民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会、民生委員の指導訓練に関する費用は都道府県が負担する。

第28条　国庫は、都道府県が負担した費用のうち、厚労大臣の定める事項に関するものについては、補助できる。

厚労大臣委嘱の民生･児童委員と市長委嘱の福祉委員の職務は全く同じ。民生委員法第10条では無給として、旅費等の費用弁償のみ。市福祉委員制度は、国が無給としている民生委員に市が報酬を支給していることになり、法の精神に反する便法なのではないか。

民生･児童委員の活動はご苦労が多く、報酬を支給したい。が、制度改革を求めず、福祉委員としての独自の職務がある訳でもないのに支給するのはいかがなものか。

民生児童委員の活動に必要な個人情報を提供できるシステム構築の方が、より求められているのでは?

■消防ポンプ自動車２台購入

指名競争入札、落札率は予定価格の 62.22 ％

今年度は消防団第１分団第３部、第２分団第２部に配属されている消防ポンプ車を更新する。

契約金額：1675 万８千円（消費税込み、２台分）
（⟹ **1台当たり837万9千円**）
契約相手方：ジ-エムいちはら工業 KK（鹿沼市）
指名業者９社（うち１社は入札辞退）、
８社の入札価格は予定価格の 101.36 ％～ 62.22 ％

◆ H21 年度にも同様車種のポンプ自動車３台を購入している。 落札業者は今年度と同社。

購入価格：2929 万５千円（消費税込み、３台分）
（⟹ **１台当たり976万5千円**）
指名業者９社（うち１社は入札辞退）
８社の入札価格は予定価格の 113.41 ％～ 71.26 ％

物品購入については最低制限価格は設定しない。

H21、H22年と契約の相手方は同じで、入札状況調書からは2回とも1社のみ落札率が飛び抜けて低かった。予定価格も前年に比べて単価が僅かだけ下げられていたが、同じ車種・仕様の入札が繰り返されたら、落札者は固定化するのではないか。

落札率が非常に低いので品質確保が気になるが、仕様書で指定し、検収点検は消防本署職員によるとのこと（21年度）。前年納入されたポンプ自動車は現在までには不具合は無いそうだ。

■ H22 年度一般会計補正予算から

●住民票の写し等のコンビニ交付事業 2324 万円

県内他市町に先駆けて、住民基本台帳カードを利用してセブンイレブン（市内 11 店舗）で交付が受けられる。但し住基カードにはコンビニ交付を受けるための情報入力が必要。

事業内容① IC カード標準システム構築
②既存住民記録システム改修
③広域交付対応の証明発行サーバ構築
④証明書交付センターへの接続

（財）地方自治情報センターから 1294 万円の助成金。

●認定こども園保育所整備補助金 6512 万円

第二愛泉幼稚園（1530 番地）が幼稚園敷地内に幼・保連携型認定こども園保育所を設置するので、整備事業費を助成する。

総事業費 8925 万円（うち県 4341 万円、市 2170 万円）
開園：H23 年４月予定、
定員：36 人（0 歳～ 5 歳児までの各年齢とも６人）

●石橋北小学童保育室設計業務委託 250 万円

空き教室利用の学童保育室が手狭になり新築する。

●子宮頸がん予防ワクチン接種事業費追加 2514 万円

対象者を中学１年生から中学３年生まで拡大。２回分を計上、３回目分は次年度予算で。そのため３回目は高校１年生も対象となる。

●住宅用太陽光発電システム設置補助金追加 600 万円

当初予算 600 万円に追加して総額 1200 万円となる。発電容量 1Kwh あたり３万円、限度額 12 万円の補助。

●地域振興交流施設整備事業 5535 万円

建築本体工事（直売・物産施設のレストラン客席部分）、付帯・外構工事（駐車場土壌改良、植栽・太陽光発電設備など）、市情報発信システム構築委託費

●学校教育サポート事業 152 万円

学校だけでは解決が困難な問題に対応するため学校教育サポートチームを設置する。児童福祉課・医療機関などの関係機関との連絡調整も行う。コーディネーター・臨床心理士の報酬を予算化。（市広報 10 月号 P30 参照）別事業で、スマイル教室にも臨床心理士を派遣する。

●体育施設管理費 2532 万円

スポーツ交流館空調設備改修、国分寺運動公園・別処山運動公園夜間照明設備改修（落雷による被害を少なくするためカード式からコイン式への改修も）

～ご存じですか、「高額医療・高額介護合算療養費制度」～

これまでも医療保険、介護保険それぞれに月単位で限度額を設けて自己負担を軽くする高額療養費制度などがありますが、**同じ世帯で医療と介護の両方を利用した場合に、年単位で、さらに自己負担の軽減を図る制度**です。

対象：世帯内の同一の医療保険（健康保険・国民健康保険など）の加入者が、１年間（8 月１日～翌年７月 31 日）に医療保険と介護保険の両方に自己負担があり、その合計が「高額医療・高額介護合算療養費制度」の自己負担限度額を超えた場合、申請により限度額を超えた金額を支給。

自己負担限度額：世帯員の年齢・所得により １ 年間の世帯の自己負担限度額を最低 19 万円～最高 126 万円の 11 区分で設定。但し初年度分は H20 年４月１日～ H21 年７月 31 日の 16 ヶ月分で計算し限度額は通常額の 3/4 になる。

申請期間：翌年の８月１日から２年以内

申請先：加入している医療保険と介護保険の両方

申請から支給までの流れ

①介護保険（市区町村）に申請する
申請受付後、「介護自己負担額証明書」を交付
②医療保険に申請する
「介護自己負担額証明書」を添付する
③支給額決定
医療保険と介護保険からの支給額が算定
④医療保険・介護保険それぞれから支給

― 政府広報オンラインから ―

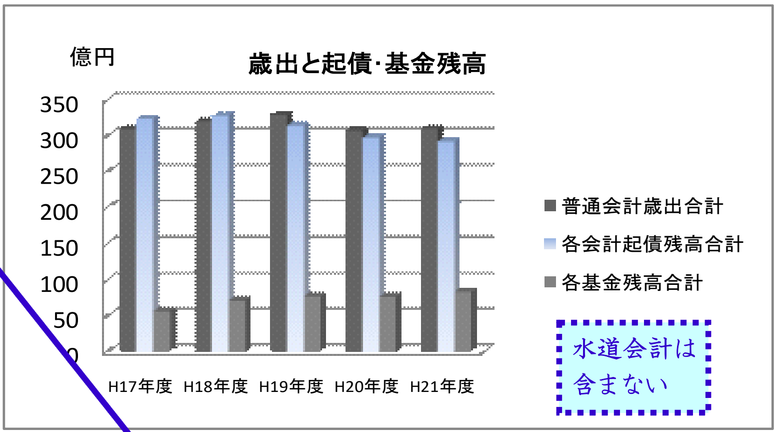
■介護保険会計では初回分の支給費 1179 万円を今回の補正予算で計上。H21.8 ～ H22.7 分は３月に予算化予定

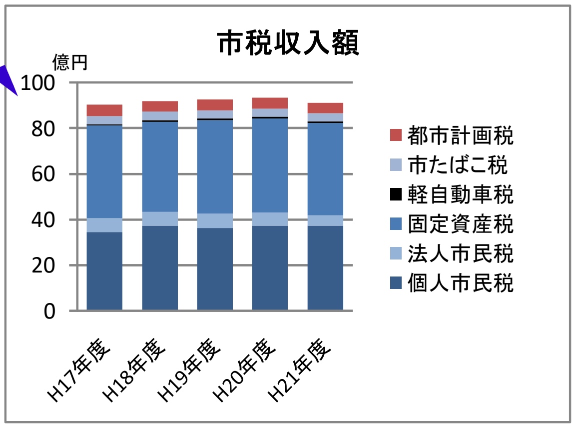
■H21年度会計決算状況

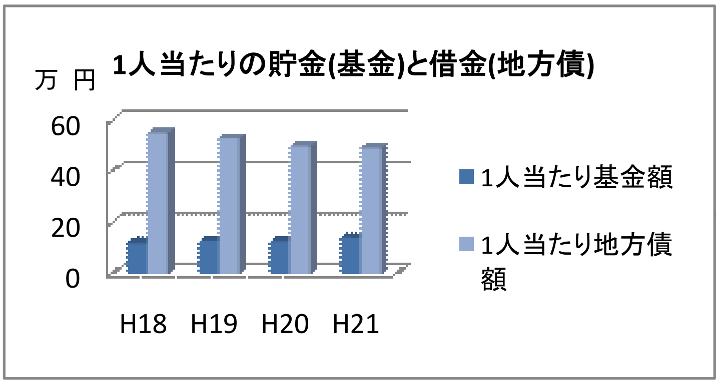
《歳出決算額と地方債・基金現在高》　～借入金残高は減少傾向、貯金は歳出総額のほぼ1/4～

(億円)	H21	H20	H19	H18	H17
普通会計歳出合計額	309.5	307.4	328.9	319.7	309.3
うち一般会計歳出決算額	202.5	188.1	187.4	186.8	191.2
市税収入額	91.2	93.4	92.6	85.9	84.2
歳入に占める割合　%	42.7	47.2	46.8	42.8	42.4
各会計起債残高合計	291.9	297.0	314.4	327.9	324.0
市民1人当たりの額(万円)	49.0	49.8	52.7	55.0	
各基金残高合計	82.9	76.3	77.1	71.3	56.1
市民1人当たりの額(万円)	13.9	12.8	12.9	11.9	

※**普通会計歳出**は公営企業会計(水道事業)以外の全ての会計を合算。
※**市税収入額の割合**は一般会計歳入総額に占める割合。
※**借入金**は起債残高の他に債務負担行為による支出予定額11.3億円、企業債(水道会計)残高28.3億円がある。



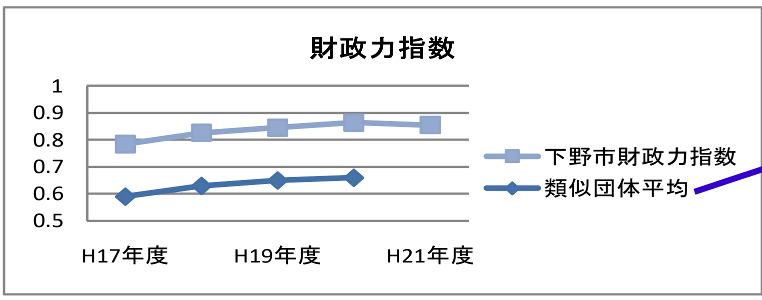




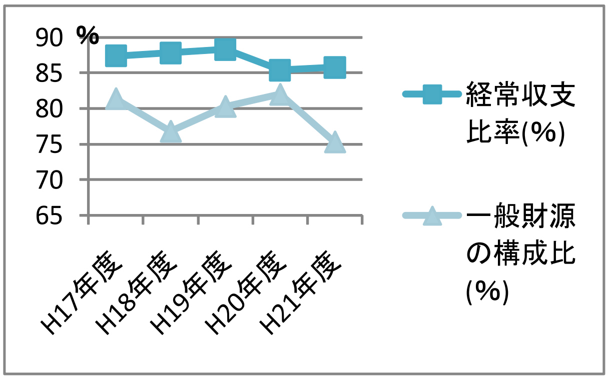
1人当たりの額：各年度末現在の住民基本台帳人口で基金残高・地方債残高を除した額。
人口　**H19.3.31** 現在　**59,544** 人
H22.3.31 現在　**59,518** 人
(年度変わり目は人口異動が激しい。)

《一般会計財政指標》　標準財政規模：130億6066万円(制度的に与えられた経常一般財源の額)

	H21年度	H20年度	H19年度	H18年度	H17年度	備考
財政力指数	0.855	0.864	0.845	0.826	0.784	1に近いほど余裕がある
経常収支比率(%)	85.8	85.4	88.3	87.8	87.4	65～70%が適正、75%以上は注意
実質収支比率(%)	6.8	6.5	7.4	9.0	4.4	3.0～10.0%が標準
経常一般財源比率	93.2	96.9	96.6	87.8	86.9	100を超える度合いが高いほどよい
一般財源の構成比(%)	75.3	82.0	80.3	76.8	81.4	歳入に占める一般財源の割合
投資的経費構成比(%)	14.8	15.0	13.7	11.4	17.9	構成比率が高いほど積極的
義務的経費構成比(%)	38.3	39.7	39.7	38.8	37.4	低い方がよい(人件費・扶助費・公債費)
公債費比率(%)	11.6	12.7	12.6	16.4	17.8	15%までが健全
起債制限比率(%)	9.0	10.3	11.3	12.8	13.0	15～20%:要注意、20%以上:危険
実質公債費比率(%)	12.1	13.9	15.0	17.4	17.0	低い方がよい。18%以上:危険



類似団体平均：下野市と人口規模や産業構造が似通っている市町村の財政力指数の平均値。H20年度における財政力指数の類似団体内順位は16／129だった。20年度の類似団体最大値は1.30(当然、地方交付税不交付団体)、最小値は0.31.(総務省市町村財政比較分析表から)



一般財源：収入の時点で使途が特定されていないで、地方自治体の裁量で使用できる財源

≪経常収支比率と経常一般財源比率≫

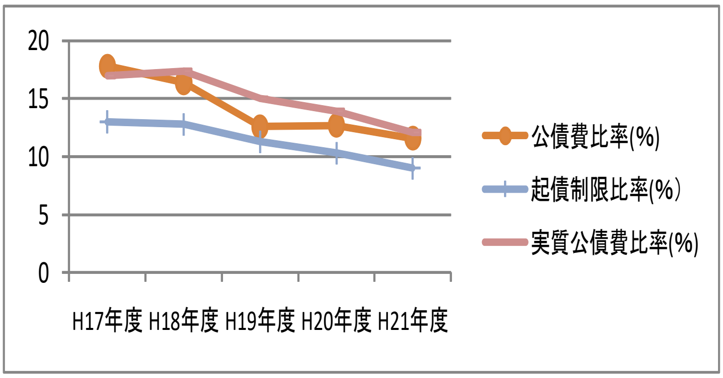
どちらも財政の弾力性を示す値。前年とほぼ同様だった。一般財源収入額は前年より減少、特に法人市民税の減収が大きい。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当の一般財源額}}{\text{経常一般財源}} \times 100$$

$$\text{経常一般財源比率} = \frac{\text{経常一般財源収入額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

＊分子に臨時財政対策債発行額を算入する場合もある。

経常一般財源：毎年度継続して収入される財源のうち使途が特定されていないもの。市税(都市計画税除く)・普通地方交付税・地方譲与税・地方消費税など



≪公債費比率と実質公債費比率≫

公債費比率は毎年度の公債費(返済金)に充てられた一般財源の、標準財政規模に対する比率。

$$\text{公債費比率} = \frac{\text{元利償還金} - \text{災害復旧費に係る財政需要額}}{\text{標準財政規模} - \text{災害復旧費に係る財政需要額}}$$

実質公債費比率は、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものや、他会計への操出金や組合等への負担金のうち償還金の財源とされた額も算入。18 %以上は起債に県の許可が必要。

《財政健全化指標》

	H21年度	H20 年度	H19 年度	早期健全化基準
実質赤字比率	― (△6.77%)	― (△6.77%)	― (△7.4 %)	12.94 %
連結実質赤字比率	― (△18.27%)	― (△19.49 %)	― (△23.16%)	17.94 %
実質公債費比率	12.1%	13.9 %	15.0 %	25.0 %
将来負担比率	9.3%	28.5 %	42.8 %	350.0 %

黒字の場合は負の値になり、「－」と表記

将来負担率は大幅に低下
H19～21年度に18億円の公的資金補償金(利子)免除繰上償還(H21年度は1億4897万円)を行ったことが大きい。
数年後には、新庁舎建設の起債で急増すると予測。

概括では「H21年度は比較的健全な財政運営を保持、だが、合併特例措置が終了するH27年度以降の地方交付税減額等、憂慮すべき状況を想定」。義務的経費の扶助費(生活保護費・児童手当等)は10億1844万円(H17)→17億8799万(H21)と増大の一途。

■各会計決算

(千円位以下切り捨て)

	歳入総額	歳出総額	翌年度へ繰り越すべき財源	歳入のうち繰入金 一般会計から	基金から	年度末地方債現在高
一般会計	213 億 5363	202 億 5218	2 億 1692	※ 5478	2 億 6290	175 億 9111
国民健康保険	54 億 9329	51 億 3861	0	2 億 8172	—	—
後期高齢者医療保険	3 億 8520	3 億 7559	0	7586	—	—
老人保健	1514	706	0	598	—	—
介護保険(保険事業)	26 億 0783	24 億 5812	0	3 億 8881	6937	—
介護保険(介護ｻｰﾋﾞｽ)	340	231	0	—	—	—
公共下水道事業	16 億 5190	15 億 5841	3370	4 億 8140	—	78 億 4279
農業集落排水事業	4 億 8552	4 億 7451	0	4 億 0734	—	35 億 5847
下古山区画整理事業	9126	8962	0	8947	—	1 億 5519
石橋駅周辺区画整理事業	1565	1509	0	1452	—	2964
仁良川地区区画整理事業	6 億 2590	5 億 8185	3946	2 億 4677	—	2095
水道事業収益的収支	8 億 3748	6 億 6231	純利益	1 億 4660		
資本的収支	1 億 7156	6 億 7709	差引不足額	5 億 0552	—	28 億 3483

※一般会計の繰入金は他会計からの決算による繰戻金

過年度分及び当年度分損益勘定留保資金と地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、建設改良積立金で補填

地方債合計	320億3301
1人当たり	538,207円

《基金現在高》　H21 年度末　（万円）

財政調整基金	17 億 5488
減債基金	6 億 6114
地域づくり事業推進基金	4 億 3116
庁舎等整備基金	7 億 2249
公共施設整備基金	6 億 0918
地域福祉基金	4 億 3193
保健福祉施設整備基金	4 億 4587
グリーン保存育成基金	442
地域振興基金	**15億5074**
土地開発基金(現金)	6 億 7526
国保財政調整基金	7 億 6297
介護給付費準備基金	2 億 2588
高額療養費資金貸付基金	1000
介護従事者処遇改善臨時特例基金	970
合　計	**82億9567**
1人当たり	139,380円

＊この他水道会計に
- 積立金(減債･建設改良･利益)　4 億 3019 万円
- 未処分利益剰余金　1 億 4983 万円

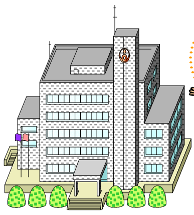
～地域振興基金は新庁舎建設の財源に～

地域振興基金は合併特例債を活用して造成した「地域住民の連帯強化、合併関係市町村の区域における地域振興のため」を目的とした基金。「合併特例債充当率 95%、元利償還金の70%を普通交付税措置」の合併優遇制度によるもので、基金利子を活用する。

下野市ではH18年度に15億5千万円を積み立てて（特例債14億7250万円、一般財源7750万円。標準基金規模は合併市町村数、人口に応じて算出され上限は40億円）、これまで自治会振興交付金などの財源としてきた（H21年度は2240万円を充当）。

H21年度予算についての総務省財政課長内かん（当時）では「当該積立のために発行された合併特例債の元金償還が終わった額の範囲内で、取り崩すことが可能」としていた。下野市ではH21年度末までに約7億円を償還した。

基金の今後の活用方針を質したところ「新庁舎建設に充てたい」（財政課長）とのこと。基金は新しい文化創造に関する事業や伝統文化伝承、コミュニティ活動助成などのソフト事業が対象と聞いていた。合併故の新庁舎建設だがハード事業だ。基金原資を充てるのは致し方ないのか。





村尾光子の 一般質問

一般質問：1 人年間 160 分
今回までに 142 分消化、
今年の残りわずか 18 分。
不適切な質問はしていないつもりだが厳然な規則が!



『合併』を検証し市民に説明を

下野市発足後５年目を迎えている。市民の行政への信頼と期待に確実に応えるために、合併後行政はどのように実施してきたのか、合併協定、新市建設計画に照らして検証し市民へ説明すべきである。
(1) 合併後に検討するとされた協定項目毎の実施状況

【広瀬市長】 合併協定項目は①基本的事項(名称など)、②一般的事項(議員定数･地方税･手数料など)、③事務事業の一元化に関する事項、④新市建設計画に関する事項に分類できる。合併後、新市において調整すると位置づけられたものは、殆どの項目で検討と調整が完了した。新市建設計画の事業は、多くが総合計画に位置づけられ、着実に推進されている。

合併後に検討し実施した主なものは、

都市計画税･国民健康保険税の税率統一(H20 年度分から)、**水道料金**は用途別から口径別へ料金体系を見直して統一(H21 年度)。

慣行：市民憲章･市の木･市の花、市の鳥を制定、新たな表彰制度を創設。

各種事務事業：男女共同参画推進プラン･都市計画マスタープランを作成、市勢要覧作成完了(H21 年度)、住民票等自動交付機移動による稼働時間･日数増加

広聴：パブリックコメント制度導入･市政懇談会(タウントーク･ランチトーク)実施。

(2) 社会情勢の変化などにより実施できなかった事項はあるか。その理由と今後の対応策はどうか。

【広瀬市長】合併協定項目で未調整のものは、

環境基本計画の策定：H22 年度に環境基本計画策定委員会、H23 年度に環境審議会を設置して策定予定。

市歌の制定：現在も検討課題、市政施行記念事業として制定する方法もある。

新市建設計画の施策で検討課題となっているもの
文化会館の建設、既存公園を活用した総合運動公園整備などがある。昨今の厳しい財政状況や事業の熟度･緊急性を考慮すると、引き続き慎重に検討する必要がある。

(3) 合併したことについて、市民の受け止め方をどのように把握しているのか。少なからずの“不満”があるようだが、どのように対応するのか。

【広瀬市長】 不満には様々な要因があろうが、事業内容の見直しや統廃合実施により、サービス内容が見直されたことに加え、旧 3 町毎の地域性や住民の思いの違いなどが積み重なって、不満につながっていると考えられる。

合併による財政面の規模拡大などにより、行政全体の足腰は強化され、地域主権への対応などについて、

合併しなければ得られないものを得た。

今後とも積極的に地域に出向き直接市民から意見・要望を聞き、定期的な市民アンケート実施により意向を適切に把握し、市民サービス向上に努める。

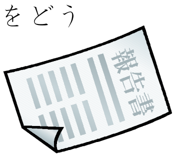
(再質問) 地域に出向くための具体策とこれまで実施してきたタウントークの評価は？

【広瀬市長】 各課の出前講座を活用、市長自らも出向く。タウントークは旧町2箇所ずつ実施してきた。予算説明のための良い時間となったが、出席者が固定化しているので年に1回とし、ランチトークを充実させたい。

(再質問) 地域主権が叫ばれる今日、主体的に判断する市民や、議論しながらコンセンサスを形成することが求められる。市長の市民参画の姿への思いを伺う。

【広瀬市長】 審議会・委員会への公募委員の参加により政策やシステムの形成過程からの市民参画を進めてきた。しかし、最近は応募者がいない所もあるので、情報発信と受信について考えねばならない。

アンケート調査を充実させ、その結果をどう市民へフィードバックするかが重要だ。



(4) 検証結果の市民への公表策は？

【広瀬市長】 市町村合併は将来を見据えてなされるもので、合併効果が現れるには相当の時間が必要だ。

検証は重要だが、変化の最中では市民の意見は多岐にわたるだろうことを考えると、現時点ではまだ早い。だが、合併特例の中間に入ったところで、もう一度考えればならない部分もあると思うので、時に応じて市民の声を聞きながら進める。

総合的な検証と公表については、もう暫く時間が必要だ。合併協定項目のうち、計画策定など必要不可欠な項目については行政改革大綱とその実施計画に位置づけて、毎年度、進捗状況を市ホームページで公表している。

合併の検証は重要としながら「新聞社等の各種アンケートによれば、住民反応として総体的には合併に否定的な評価がなされているとの報道があった。大半の合併市町村では、合併後4, 5年しか経っていない時点では合併に対する評価が大きく分かれている」と市長。合併に否定的な市民評価を得たくないために、時期尚早と言っているのだろうか。

まずは合併時の“約束”とも言える新市建設計画や合併協定をきちんと履行したかどうかを検証・公表し、できなかった部分があればその理由を説明し、計画変更が必要ならどのように変えるのか市民に問うのが筋だと思う。

市民の評価を気にする前に、何を実施したのか、できなかったのかの説明が欲しい。それを『検証と公表』と表現したのだが、理解されなかったようだ。

(仮) 薬師寺市民センター設置は どこまで進んでいるのか

新市建設計画とその後の下野市総合計画に明記されている総合保健福祉センター設置は名称を（仮称）薬師寺市民センターに変えて検討されてきた。しかし、合併5年目に入ったのに、未だに具体策が示されていない。どうするのだろうか。合併の検証にも関わることだ。

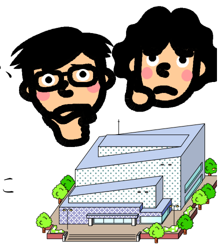
(1) 設置に向けた基本方針はどのようになっているのか。進捗状況が見えない。基本構想はできたのか。総合計画後期基本計画に盛り込まれるのか。

【広瀬市長】（仮）薬師寺市民センターは総合計画前期計画に盛り込まれているが優先度は高くなく、財政が厳しい折具体化には至らず、設置に向けた基本方針・基本構想には着手していない。

新庁舎建設が具体化する中、各部署の配置、施設のあり方などの先行きが不透明なので、財政的負担を含め再検討が必要と考えている。

H19年度には「多目的機能を有した施設整備を検討する」と庁議決定、その後関係部署によるプロジェクトチームで検討し、「薬師寺地区限定のコミュニティセンター的な施設とする、将来のため事務用スペースや、高齢者生きがい活動や集団健診などに活用できるスペースを確保する」と報告を受けたが正式には決定していない。

コミュニティセンター的な施設か、合併特例債を活用した多目的施設とするか、地元自治会との協議を含め、再検討が必要だ。総合計画後期計画にどう盛り込むか、は今後検討する。



旧南河内町では総合保健福祉センター建設の基本構想を策定し、4億円以上の基金を準備し、用地も確保した。「賑わいを取り戻すために、人々が集まってくる場所が欲しい」との薬師寺地区住民からの要望に応えるために予定地を選定した。合併協議では新市建設計画に盛り込んで、建設計画の継承が約束された。

しかし、合併後、市内に保健福祉施設が2館あるため合併特例債の対象外になることが判明し、建物名称を（仮）薬師寺市民センターと変えた。そして、本年3月には条例を改正して、事実上名ばかりとなっていた南河内保健センターを廃止した。

新庁舎建設は新市建設計画の財政計画にも織り込み済みだが、合併後、降って湧いてきたような「道の駅」構想は着々と進み、来春オープンの運びだ。

（仮）薬師寺市民センターはどうするのか？

計画変更を余儀なくされるなら、それに至った経緯を説明し、これからどうしようか相談すべきではないか。合併時の“約束”にしては、あまりにも軽んじられているように感じる。このようなやり方が市民を行政不信に陥らせている一因と思う。

⑵ 市民活動支援センター併設についての研究はどのような結論に至ったのか。市民との協働を進める上で、公益的市民活動を支援し、市民団体と行政各分野との連携を進める行政窓口が不可欠である。

【広瀬市長】 新庁舎建設に関連して、新たな施設にどのような機能を持たせるのか、合併特例債を活用できるかなど、詳細を先送りしているので、市民活動支援センター併設の研究には至っていない。

行政の事業に住民が単に協力するだけでなく、公共的、公益的な地域活動にも積極的にかかわれる市民を育てることも重要なので、活動拠点となる市民活動支援センターの必要性は認識している。設置に向け、合わせて専門窓口についても検討する。

市民活動センターが整備されるまでは、生涯学習情報センターを活用して欲しい。

(再質問) センター設置を待たずとも、市長部局に市民活動支援の専用窓口は開設できないか。生涯学習情報センターは教育委員会所管であり、その範疇を超えることはできない。

【広瀬市長】 組織機構にグループ制を導入して、全体の連携が図れるように協力体制をつくっている。将来的にはどうか、十分検討する。

生涯学習情報センターは、条件はあるが登録団体になると利用しやすい。主催事業の「市民力養成講座」も『協働』の視点から充実している。だが、教育委員会の範疇だ。市長部局では職員の『協働』についての認識度には温度差があると感じる。市民の養成と同時に、行政全般での協働を深めるためには職員にも共通理解していただきたい。そのためにも市長部局に専門の窓口設置は緊急の課題だと思う。

《行動記録》**太字**は議員としての公的活動

7月 2日 市V連執行委員会
3 小児虐待防止シンポジウム(宇都宮市)
4 枝豆トラスト交流会打合せ会/学習会「生物多様性とちぎ戦略を考える」(宇都宮市)
5 **栃木県国保運営協議会会長会総会**(宇都宮市)
6 市V連資料作り
7 **県市議会議長会主催研修会**(日光市)
自然に親しむ会学習会「トウサワトラノオの保全活動」小山北桜高校 小林正信先生
13 市V連理事会
15 市V連南河内地区連絡会研修「栃木盲導犬協会」(宇都宮市)
17 エコライフ祭(市V連 模擬店出店)
18 枝豆トラスト収穫・交流会
22 **国保運協 市民課との事前打ち合わせ**
24 市川房枝記念会講座「地域主権への取り組み」桂敬一氏(東京)
25 議会報告と懇談会
26 **国保運営協議会**
30〜8/14 入院療養
8月 18日 **国保運協 市民課との打合せ**
21〜22
29 **市キンボール大会開会式**(南河内体育センター)
31 やよい会例会
9月 1〜27日 **市議会第3回定例会** 1 **全員協議会**
1・2・3・6・7・27 **本会議**
6 **一般質問** 8 **総務常任委員会**
10 経済建設常任委員会傍聴
14 教育福祉常任委員会傍聴
27 **議員全員協議会**
8 社会福祉協議会理事会
9 市V連イベント部会
11 とちぎ子ども学会理事会(宇都宮市)
16〜10/6 報告No20編集・印刷作業
17 **市敬老会** /市V連理事会
18 教育相談研修(宇都宮市)/映画「命の作法―沢内村の生命行政を受け継いだ者たち」鑑賞 (栃木市)
28 **国保運協 市民課との打合せ**
29 市V連役員研修(川越市)
10月 1・3日 赤い羽根共同募金街頭募金活動(市V連)
1 自殺防止対策講演会/田村友輝氏・池田香代子氏

＊毎週月曜日は可能な限り“お茶の間健康クラブ”(高

〜あれこれ〜 ■「議会報告書の文字を大きく」とのご意見に応えるため、思い切って印刷機を買い換えてA3版対応、併せて2色刷にしました。そのため単価は高くなりましたが、実費でお使い頂けます。■また、簡潔な表現が求められているのも痛感しています。単純化し過ぎると正確に伝わらないのではとの不安があり、毎回悶々としています。特に今回は印刷機を使いこなせていないこともあり、散漫な結果となりました。お許しを。字もまだ小さい･･･。■6月下旬に病気だと分かり、8月前半は余儀なく入院療養となった。思うように身体が動かないって何ともどかしく情けないこと！そして医療スタッフは何と多忙なこと！1日3交替の病棟看護師たちも大変だが、医師チームは早朝から夜遅くまでと労働環境が厳しいようだ。勤務医不足の背景を垣間見た感じ。それなのに皆さんはとても献身的!!貴重な学習だった。■お陰で8月上旬の総務常任委員会と全員協議会は欠席し、今定例会の下調べも不十分に。現在は食欲旺盛、体力回復しつつあるのでどうぞご心配なく。この夏予定したスウェーデン・スタディツアー参加は断念、残念でした。 ■市社会福祉協議会会長に民間人の宇賀持正紀氏が就任。市長と宇賀持氏の英断に拍手！